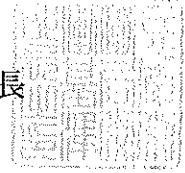


兵労基発 0424 第 2 号
令和 5 年 4 月 24 日

一般社団法人兵庫県電業協会 会長 殿

兵庫労働局労働基準部長



令和 5 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年の建設業における兵庫労働局管内の労働災害発生状況は、死亡者数 8 人、休業 4 日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は 564 人となり、兵庫第 13 次防労働災害防止推進 5 か年計画の目標（死亡者数令和 4 年 10 人以下、死傷者数令和 4 年 402 人以下）について、死亡者数は達成したものの、死傷者数は達成できませんでした。

厚生労働省では、従前から、労働安全衛生関係法令に基づく対策の徹底、自主的な安全衛生活動の促進等によって、建設業における安全衛生対策を推進してきたところですが、令和 5 年 3 月 27 日に公示された第 14 次労働災害防止推進計画の内容を踏まえ、令和 5 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項を別添のとおり取りまとめましたので、傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。